

答申第 1193 号

諮問第 1865 号

件名：領収書等の写しの一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）が、別記に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、別表の 3 欄に掲げる部分を不開示としたことは結論において妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき令和 7 年 5 月 7 日付けで行った開示請求に対し、選挙管理委員会が同月 21 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由（略）

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、令和 6 年 10 月 27 日に執行された衆議院議員総選挙に関して、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 189 条の規定に基づき、衆議院議員候補者の出納責任者より、選挙管理委員会に対して提出された、公職の候補者の選挙運動に関する収支を記載した報告書であり、同報告書には領収書その他の支出を証すべき書面の写し（以下「領収書等」という。）が添付されている。

別記に掲げる文書 1（以下「文書 1」という。文書 2 以下も同様とする。）は、候補者 A に係る選挙運動費用収支報告書に添付されている領収書等のうち、令和 6 年 10 月 27 日に特定事業者 B へ支出した 301,258 円の領収書及びご利用明細の写しである。

このうち領収書の写しに記載のある特定事業者 B の担当者の氏名、個人の電話番号を条例第 7 条第 2 号に該当するとして不開示としている。また、ご利用明細の写しに記載のある振込依頼人の取引先金融機関の名称・取扱店番・銀行番号・支店番号・口座番号、同明細の受取人の取引先金融機関の名

称・支店名・口座種別・口座番号を条例第7条第2号に該当するとして不開示としている。さらに、同明細の受取人に口座名義人として記載されている個人の氏名を条例第7条第2号に該当するとして不開示としている。

文書2は、候補者Cに係る選挙運動費用収支報告書に添付されている領収書等のうち、特定事業者Hから候補者C宛ての880,000円の請求書及び令和6年10月25日に同社に同額を支出したご利用明細票の写しである。

このうち請求書の写しの上段に記載されている候補者Cの住所にあたる個人の住所及び同請求書の写しの下段に明示されているご利用明細票に記載されている候補者Cの電話番号にあたる個人の電話番号を、条例第7条第2号に該当するとして不開示としている。また、同請求書の下段に明示されているご利用明細票及びその上段の箇所において、振込先の特定事業者Hの取引先金融機関の名称・支店名・口座種別・口座番号を条例第7条第3号イに該当するとして不開示としており、同明細票の振込依頼人の取引先金融機関の名称・支店名・店番号・口座種別・口座番号を条例第7条第2号に該当するとして不開示としている。

文書3は、候補者Cに係る選挙運動費用収支報告書に添付されている領収書等のうち、特定事業者Dから候補者C宛ての396,000円の請求書及び令和6年10月31日に特定事業者Dへ同額を支出したお取扱明細票の写しである。

このうち請求書の写しの上段に記載されている候補者Cの住所にあたる個人の住所及び同請求書の写しの下段に明示されているお取扱明細票に記載されている候補者Cの電話番号にあたる個人の電話番号及び同明細票の受取人に口座名義人として記載されている個人の氏名を条例第7条第2号に該当するとして不開示としている。また、同写しの上段にある特定事業者Dの印影を法人等の印影として条例第7条第3号イに該当するとして不開示としている。さらに、同請求書の写しの中段及び同写しの下段に明示されているお取扱明細票において、振込先の特定事業者Dの取引先金融機関の名称・支店名・店番号・口座種別・口座番号を条例第7条第3号イに該当するとして不開示としており、同明細票の振込依頼人の金融機関の名称・店番号・口座種別・口座番号を条例第7条第2号に該当するとして不開示としている。

文書4は、候補者Iに係る選挙運動費用収支報告書に添付されている領収書等のうち、令和6年11月5日に特定事業者Jへ支出した374,000円及び203,500円の領収書の写しであり、法人の印影を条例第7条第3号イに該当するとして不開示としている。

(2) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書において、全部開示を求めており、また、理由付記について違法である旨を主張しており、本件審査請求の対象となる部分は、条例第7条第2号及び同条第3号イに該当するとして開示しないことと

した部分であることから、以下当該部分を開示しないこととした理由及びその付記について述べる。

(3) 条例第7条第2号該当性について

本件行政文書において条例7条第2号に該当するとして開示しないこととした部分のうち、個人の氏名、電話番号及び住所並びに取引先金融機関の名称、店番号、支店名、口座種別及び口座番号（以下「個人の氏名等」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、これらの情報は、条例第7条第2号本文に該当する。

また、特定事業者Bの領収書に記載されている電話番号については、領収書上、Phone、E-Mail及び担当者の順に記載されており、担当者個人の電話番号と考えられることから、条例第7条第2号ただし書イに規定する法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報には該当しない。一方で、候補者Cの領収書に記載されている特定事業者Dの電話番号については、領収書上、住所、法人名及び電話番号が一体のレイアウトになっており、容易に法人情報とみることができるため開示した。

さらに、請求書に記載されている候補者Cの住所については、愛知県公報には掲載しておらず、選挙運動費用収支報告書上に記載されている住所と異なるため、公にされている情報とはいえ、同号ただし書イに規定する法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないことから、同号ただし書イには該当しない。

その余の部分についても同号ただし書イに該当しない。

さらに、同号ただし書ロ、ハ及びニのいずれにも該当しないことは明らかである。

よって、個人の氏名等は、条例第7条第2号に該当する。

(4) 条例第7条第3号該当性について

ア 本件行政文書において条例第7条第3号イに該当するとして開示しないこととした部分のうち、法人等の印影について公にした場合、偽造等の悪用によって、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、法人等の印影は、条例第7条第3号イに該当する。

イ 本件行政文書において条例第7条第3号イに該当するとして開示しないこととした部分のうち、取引先金融機関の名称、店番号、支店名、口座種別及び口座番号は、法人等の当該事業に関する内部管理情報であり、取引先等の限られた者に対し知らされるものであり、みだりに外部に知らせるべき性格の情報ではなく、口座情報等を基に悪用されることも考えられる

ことから、公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、これらの情報は、条例第7条第3号イに該当する。

(5) 本件一部開示決定通知書における理由付記について

審査請求人は、審査請求書において、本件行政文書一部開示決定処分における理由は不十分であり、不開示部分それぞれがどのような理由で不開示とされたかを理由付記そのものの記載から読み取れないため通知書の記載は違法である旨を主張しているが、本件一部開示決定通知書には、開示しないこととした根拠規定だけでなく、当該規定を適用する理由について記載されているところ、これらの記載と本件行政文書の開示部分の記載内容に照らせば、不開示部分が条例第7条第2号及び同条第3号イに該当することの根拠を了知し得るものであることから、理由付記は適法に行われている。

4 審査会の判断

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、令和6年10月27日に執行された衆議院議員総選挙に関して、公職選挙法第189条の規定に基づき、選挙管理委員会に対して提出された、公職の候補者の選挙運動に関する収支を記載した報告書に添付された特定の候補者に係る特定の領収書等である。

(2) 本件審査請求について

審査請求書及び意見陳述の内容を踏まえると、審査請求人は、実施機関が不開示とした部分のうち、別表の3欄に掲げる部分の開示を求める旨及び決定通知書における理由付記が違法である旨を主張しているものと解されることから、別表の3欄に掲げる部分の不開示情報該当性及び理由付記の適法性について、以下検討する。

なお、文書1の領収書のうち電話番号及び同文書のご利用明細のうち個人の氏名については特定事業者Bが発行した領収書に記載されている電話番号及び特定事業者Bの口座名義人であり、審査請求人が主張するように事業を営む個人の当該事業に関する情報であることから、条例第7条第3号イ該当性について検討することとする。

(3) 条例第7条第2号該当性について

文書2及び文書3のうち個人の住所は候補者Cの住所であり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第2号本文に該当する。

実施機関によれば、文書2及び文書3のうち個人の住所については、選挙運動費用収支報告書上に記載されている住所と異なるため、公にされている情報とはいえないとのことである。

当審査会において、文書2及び文書3のうち個人の住所を見分したとこ

る、実施機関から提出された候補者 C の選挙運動費用収支報告書上に記載されている住所及び審査請求人から提出された官報に記載されている住所とは異なることが認められる。

これらを踏まえて当審査会で検討したところ、文書 2 及び文書 3 のうち個人の住所は、ほかに法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であることをうかがわせる事情があるとは認められず、条例第 7 条第 2 号ただし書イに該当しない。

また、同号ただし書ロ、ハ及びニに該当しないことは明らかである。

したがって、文書 2 及び文書 3 のうち個人の住所は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

(3) 条例第 7 条第 3 号イ該当性について

ア 文書 1 の領収書のうち電話番号について

当審査会が事務局職員を通じて確認したところ、文書 1 の領収書のうち電話番号については、特定事業者 B のウェブページに当該電話番号の記載がなく、一般的に公にされている情報とは認められないことから、業務とは関係ない問い合わせが増えるなど、公にすることによって、事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

イ 文書 1 のご利用明細のうち個人の氏名について

文書 1 のご利用明細のうち個人の氏名には、特定事業者 B の口座名義人が記載されており、当審査会において検討したところ、当該口座名義人は取引関係者のみに知らされるものであって、特定事業者 B の内部管理情報であることから、みだりに外部に知らせるべき性格の情報ではないと考えられるため、公にすることによって、事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

ウ 文書 3 のうち事業を営む個人の印影の一部について

当審査会において文書 3 を見分したところ、事業を営む個人の住所及び電話番号の一部がマスキングされているが、これらは事業を営む個人の印影の不開示部分と重なっていることが認められる。

事業を営む個人の印影は、特定事業者 D の内部管理情報であり、公にすることにより、偽造等の悪用によって、事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

そして、その印影が当該事業を営む個人の住所及び電話番号の上に押印されていることからすると、条例第 8 条第 1 項本文に照らし、結果として、事業を営む個人の印影の下に隠れた住所及び電話番号が不開示となっても、やむを得ない。

エ よって、これらの情報は、条例第 7 条第 3 号イに該当する。

(4) 理由付記について

当審査会において、本件一部開示決定通知書の記載を確認したところ、同通知書に付記された理由については、同通知書の記載のみならず、本件不開示部分のみ黒塗り等がされた状態で開示される行政文書の写し等も、併せて参照することにより、不開示とした根拠規定のほか、不開示とした部分及びその理由が、審査請求人において了知し得る程度に示されており、本件一部開示決定の理由付記に不備があるとは認められない。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(7) 付言

不開示情報をマスキングしたことにより認識できなくなった場合の開示情報について、例えば、開示の実施の際に開示請求者が分かるように示したり、開示請求者より問い合わせがあった場合に情報提供を行うなど、開示文書の量等を勘案し、実施機関は過重な負担とならない範囲で適切に対応されたい。

また、決定通知書において開示しないこととした部分が複数あるときは、実際にマスキングした部分と決定通知書の開示しないこととした部分との対応関係について開示請求者より問い合わせがあった場合に情報提供を行うなど、実施機関は適切に対応されたい。

別記

- 文書 1 候補者 A に係る令和 6 年 10 月 27 日執行衆議院議員総選挙の選挙運動費用収支報告書に添付されている領収書等のうち、10 月 27 日に特定事業者 B へ支出した 301,258 円の領収書等の写し
- 文書 2 候補者 C に係る令和 6 年 10 月 27 日執行衆議院議員総選挙の選挙運動費用収支報告書に添付されている領収書等のうち、10 月 25 日に特定事業者 D へ支出した 880,000 円の領収書等の写し
- 文書 3 候補者 C に係る令和 6 年 10 月 27 日執行衆議院議員総選挙の選挙運動費用収支報告書に添付されている領収書等のうち、10 月 31 日に特定事業者 H へ支出した 396,000 円の領収書等の写し
- 文書 4 候補者 I に係る令和 6 年 10 月 27 日執行衆議院議員総選挙の選挙運動費用収支報告書に添付されている領収書等のうち、11 月 5 日に特定事業者 J へ支出した 374,000 円及び 203,500 円の領収書等の写し

別表

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定	3 審査請求の対象となった部分
個人の氏名、取引先金融機関の名称、店番号、支店名、口座種別、口座番号、個人の電話番号及び個人の住所	条例第 7 条第 2 号に該当	文書 1 の領収書のうち電話番号、文書 1 のご利用明細のうち個人の氏名並びに文書 2 及び文書 3 のうち個人の住所
法人等の印影、取引先金融機関の名称、店番号、取引店、取扱店、支店名、口座種別及び口座番号	条例第 7 条第 3 号イに該当	文書 3 のうち事業を営む個人の印影の一部

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
7. 12. 4	諮問（弁明書の写しを添付）
8. 2. 17	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
8. 2. 18 (第722回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審査請求人からの資料を受理
同 日	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	審議
同 日	審査請求人からの意見書を受理
8. 3. 23 (第723回審査会)	審議
8. 4. 20 (第725回審査会)	審議
8. 5. 26	答申